

# 高齢者虐待の防止のための指針

## 日置市地域包括支援センター

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準省令第26条の2及び日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第27条の2に基づく虐待防止のための指針を以下のように定める。

### Ⅰ 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要である。同法の趣旨を踏まえ、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じる。そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定める。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、「高齢者虐待」を次のような行為として整理する。また、当事業所のサービス内容及び社会的意義に鑑み、職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、並びに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取組の対象とする。

#### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

#### (2) 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2 虐待防止検討委員会に関する事項

虐待防止のために虐待防止検討委員会（以下、委員会）を設置し、次の事項について検討を行うとともに、委員会で得た結果については職員に周知徹底を図る。

(1) 委員会の委員構成

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等で構成し、委員会の責任者は管理者があたるものとする。

(2) 開催頻度

1年に1回及び必要に応じて随時開催

(3) 委員会での検討内容

ア 委員会その他事業所内の組織に関すること

イ 虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること

ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること

エ 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という）について職員が相談、報告できる

体制整備に関すること

オ 職員が虐待等を発見した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

キ 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

### 3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に年1回以上実施する。その他、職員の新規採用時には虐待等の防止をはかるための研修を実施する。また、研修の実施回ごとに、研修実施記録を作成し、使用資料一式とともに保管する。

### 4 虐待等が発生した（疑われる）場合の対応方法に関する基本方針

虐待等を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに日置市介護保険課へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

#### 【通報窓口】

日置市役所介護保険課 電話：099-272-0505

日置市地域包括支援センター 電話：099-248-9423

### 5 虐待等が発生した（疑われる）場合の対応・体制に関する事項

#### (1) 虐待対応担当者

虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、管理者及び

地域包括ケア推進係があたるものとする。

(2) 対応等に係ること

ア 高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、日ごろから虐待の早期発見に努める。

イ 事業所内外において虐待等が発生した場合は、虐待対応担当者へ報告し、速やかな解決につなげられるよう努める。

ウ 虐待対応担当者は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、時系列で整理し、記録する。また、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。

エ 虐待発生時の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」（高齢者虐待防止マニュアル）に基づいて対応する。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点も含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行い、必要に応じて市町村長申立へのつなぎ等、相談に応じる。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

(2) 虐待等の発見の相談・通報は、秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。

(3) 虐待等の事実誤認により相談・通報をしたとしても、虚偽及び過失を除き、秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

## 8 本指針の閲覧に関する事項

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、市ホームページに掲載し、利用者、家族及び関係者が閲覧できるようにする。

## 9 その他虐待等の防止推進のために必要な事項

3に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

## 10 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。